

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日に
休むときは、
翌日)

目 次

◇条 例 恩給の年額の平成元年改定に関する条例（職員厚生課）

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例（職員厚生課）

鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例（環境保全課）

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（同和教育課）

公布された条例のあらまし

◇恩給の年額の平成元年改定に関する条例

- 一 県吏員等に給する退職年金及び遺族年金について、平成元年四月分以降、その年額を引き上げることとした。（第一条関係）

- 二 恩給の年額を改定する場合の職権改定及び端数計算について、所要の規定を設けることとした。（第二条、第三条関係）
- 三 多額所得による退職年金の停止について、所要の経過措置を講ずることとした。（第四条関係）
- 四 この条例は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用することとした。

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 一 選挙長等の報酬の額を次のとおり改定することとした。

区 分	報 酬 の 額	
	現 行	改 定 後
選 挙 長	一日につき 七、〇〇〇円	一日につき 七、五〇〇円
選 挙 分 会 長	七、〇〇〇円	七、五〇〇円
選 挙 立 会 人	五、七〇〇円	六、一〇〇円

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例

- 一 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正

1 遺族年金に係る寡婦加算の年額を次のとおり引き上げることとした。(第一条関係)

区 分	加 算 額	
	現 行	改 正 後
老齡寡婦(六〇歳以上)		
有子(一人)寡婦	一二五、五〇〇円	一二六、三〇〇円
有子(二人以上)寡婦	二一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円

2 公務関係遺族年金に係る遺族加算の年額を現行「十万四五百円」から「十万五千三百円」に引き上げることとした。(第一条関係)

二 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正
退職年金及び遺族年金の最低保障額を次のとおり引き上げることとした。(第二条関係)

区 分	実在職年数	金 額	
		現 行	改 正 後
六十五歳以上の者に給する退職年金	退職年金についての最短恩給年限以上	九〇八、一〇〇円	九二六、四〇〇円
	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	六八一、一〇〇円	六九四、八〇〇円
	六年以上九年未満	五四四、九〇〇円	五五五、八〇〇円

六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く)の最短恩給年限以上

遺族年金	六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く)	
	六年以上九年未満	九年以上
退職年金についての最短恩給年限以上	六八二、一〇〇円	六九四、八〇〇円
九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	五四四、九〇〇円	五五五、八〇〇円
六年以上九年未満	四五四、一〇〇円	四六三、二〇〇円

三 施行期日等

- この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、
一は、平成元年八月一日から施行することとした。
- 二は、平成元年四月一日から適用することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 軽油引取税について次のとおり改めることとした。
納税義務者等について次のとおり改めることとした。(第

百三十六条関係)

- (一) 課税客体を軽油の引取りで現実の納入を伴うものとする
こと。
- (二) 元売業者の特約業者からの軽油の引取りを課税対象に追
加すること。
- (三) 石油製品販売業者等が軽油以外の炭化水素油を自動車の
内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売
量を課税標準として、当該石油製品販売業者等に課するも
のとすること。
- 2 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売
業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを
業とする者のうち一定のものを仮特約業者として指定するも
のとするとともに、その指定及び取消しに係る規定を設ける
こととした。(第百三十九条の二関係)
- 3 仮特約業者のうち一定のものを特約業者として指定するも
のとするとともに、その指定及び取消しに係る規定を設ける
こととした。(第百三十九条の三関係)
- 4 特約業者の指定に係る制度の整備に伴い、旧特約業者につ
いて所要の経過措置を講ずることとした。(改正条例附則第
二条関係)
- 5 特別徴収義務者としての登録等の規定を整備することとし
た。(第百四十四条、第百四十四条の二関係)
- 6 軽油等を混和する場合及び軽油以外の炭化水素油を自動車

の内燃機関の燃料として譲渡又は消費する場合には、

当該混和及び譲渡又は消費を行う者は、知事の承認を受けな
ければならないものとすることとした。(第百五十二条関係)

7 軽油引取税の課税の仕組みの見直しに伴う所要の規定の整
備を行うこととした。(第五条、第八条、第百三十七条、第
百三十八条、第百四十一条、第百四十二条、第百四十二条の
三、第百四十三条、第百四十五条、第百四十八条、第百四十
九条、第百五十条関係)

二 個人の県民税の寄附金控除制度の創設に伴う所要の規定の整
備を行うこととした。(第三十二条の三関係)

三 この条例は、平成元年十月一日から施行することとした。た
だし、二の改正は、平成二年四月一日から施行することとした。

◇水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条
例の一部を改正する条例

一 ちゅう房施設等を設置する病院(病床数二〇〇～二九九)及
びし尿浄化槽(処理対象人員二〇一～五〇〇)を設置する特定
事業場から中海水域に排出される排出水に適用する上乘せ排水
基準は、次のとおりとすることとした。(別表第二関係)

場 事 業 特 定 新 設			場 事 業 特 定 既 設			特 定 事 業 場 の 区 分		項 目 及 び 許 容 限 度
みなし特定施設で あるし尿浄化槽の 事業場を設ける特定			みなし特定施設で あるし尿浄化槽の 事業場を設ける特定			みなし特定施設で あるし尿浄化槽の 事業場を設ける特定		
一、 〇〇〇〇以上	一、五 〇〇〇〇以上	五二 〇五 未以 満上	一、 〇〇〇〇以上	一、五 〇〇〇〇以上	五二 〇五 未以 満上	一、 〇〇〇〇以上	一、五 〇〇〇〇以上	五二 〇五 未以 満上
/	/	八・五・六以上	/	/	八・五・六以下	/	/	八・五・六以下
/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇
二〇	六〇	六〇	二〇	三〇	三〇	二〇	九〇	九〇
/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇
二〇	六〇	六〇	二〇	三〇	三〇	二〇	九〇	九〇
/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇
/	/	一五〇	/	/	一五〇	/	/	一五〇
/	/	五	/	/	五	/	/	五
/	/	三〇	/	/	三〇	/	/	三〇
/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇
一五	五〇	五〇	一五	二〇	二〇	一五	六〇	六〇
三	五	五	二	三	三	三	八	八

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 1 この条例は、平成元年八月一日から施行することとした。

2 既設のみなし特定施設を設置する工場又は事業場に係る排水について、平成元年八月一日から平成四年七月三十一日までの間、一の上乗せ排水基準は適用しないこととした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

例

- 一 進学奨励資金の返還に係る債務の免除の範囲を、借受者の属する世帯が生活困難のため償還すべき貸付金を償還することが著しく困難であると認められるときあつては、債務の全部又は一部（現行 債務の一部）とすることとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

恩給の年額の平成元年改定に関する条例をここに公布する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

恩給の年額の平成元年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、平成元年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第二条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第四条 平成元年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもつて退職年金年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎 となっている給料年額	仮 定 給 料 年 額
九二三、九〇〇	九四二、六〇〇
九六四、九〇〇	九八四、四〇〇
一、〇〇七、一〇〇	一、〇二七、四〇〇
一、〇四八、七〇〇	一、〇六九、九〇〇
一、〇九一、三〇〇	一、一一三、三〇〇
一、一一七、七〇〇	一、一四〇、三〇〇
一、一四四、四〇〇	一、一六七、五〇〇
一、一七四、四〇〇	一、一九八、一〇〇
一、二一七、一〇〇	一、二四一、七〇〇
一、二五四、二〇〇	一、二七九、五〇〇
一、二八八、四〇〇	一、三二四、四〇〇
一、三三〇、二〇〇	一、三五七、一〇〇
一、三七二、一〇〇	一、三九九、八〇〇
一、四一七、九〇〇	一、四四六、五〇〇
一、四六四、〇〇〇	一、四九三、六〇〇
一、五二一、六〇〇	一、五五二、三〇〇
一、五五七、九〇〇	一、五八九、四〇〇
一、六〇四、八〇〇	一、六三七、二〇〇
一、六五〇、四〇〇	一、六八三、七〇〇
一、七四一、〇〇〇	一、七七六、二〇〇
一、七六五、二〇〇	一、八〇〇、九〇〇
一、八三五、〇〇〇	一、八七二、一〇〇

一、九二七、七〇〇	一、九六六、六〇〇
二、〇三〇、二〇〇	二、〇七一、二〇〇
二、〇八二、五〇〇	二、一二四、六〇〇
二、一三二、五〇〇	二、一七五、六〇〇
二、二〇三、五〇〇	二、二四八、〇〇〇
二、二四五、四〇〇	二、二九〇、八〇〇
二、三六七、一〇〇	二、四一四、九〇〇
二、四二七、一〇〇	二、四七六、一〇〇
二、四九〇、二〇〇	二、五四〇、五〇〇
二、六一一、三〇〇	二、六六四、〇〇〇
二、七三三、五〇〇	二、七八八、七〇〇
二、七六五、三〇〇	二、八二一、二〇〇
二、八六六、四〇〇	二、九二四、三〇〇
三、〇〇九、六〇〇	三、〇七〇、四〇〇
三、一五一、三〇〇	三、二一五、〇〇〇
三、二三九、一〇〇	三、三〇四、五〇〇
三、三二四、五〇〇	三、三九一、七〇〇
三、四九八、〇〇〇	三、五六八、七〇〇
三、六六七、八〇〇	三、七四一、九〇〇
三、七〇一、一〇〇	三、七七五、九〇〇
三、八三三、一〇〇	三、九一〇、五〇〇
三、九九九、六〇〇	四、〇八〇、四〇〇
四、一六五、二〇〇	四、二四九、三〇〇
四、三二九、七〇〇	四、四一七、二〇〇
四、四三三、四〇〇	四、五二三、〇〇〇

四、五四四、一〇〇	四、六三五、九〇〇
四、七五七、二〇〇	四、八五三、三〇〇
四、九七二、七〇〇	五、〇七三、一〇〇
五、〇八一、三〇〇	五、一八三、九〇〇
五、一八四、三〇〇	五、二八九、〇〇〇
五、三八八、七〇〇	五、四九七、六〇〇
五、四七九、九〇〇	五、五九〇、六〇〇
五、五八〇、七〇〇	五、六九三、四〇〇
五、七五九、〇〇〇	五、八七五、三〇〇
五、九三九、〇〇〇	六、〇五九、〇〇〇
五、九七二、七〇〇	六、〇九三、三〇〇
六、〇〇四、五〇〇	六、一二五、八〇〇
六、〇三六、四〇〇	六、一五八、三〇〇
六、一一一、〇〇〇	六、二三四、四〇〇
六、二六一、八〇〇	六、三八八、三〇〇
六、四一二、七〇〇	六、五四二、二〇〇
六、四八七、三〇〇	六、六一八、三〇〇
六、五六三、七〇〇	六、六九六、三〇〇

恩給の年額の計算の基礎となっている給料年額が九二三、九〇〇円未満の場合又は六、五六三、七〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二〇二を乗じて得たる額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定給料年額とする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項及び選挙分会長の項中「七、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表選挙立会人の項中「五、七〇〇円」を「六、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する
条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改
正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条
例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正
する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第五項第一号中「二十一万九千五百円」を「二十二万千円」に
改め、同項第二号及び第三号中「十二万五千五百円」を「十二万六千三
百円」に改める。

附則第六項中「十万四百円」を「十万五千三百円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月
鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十三年四月分」を「平成元年四月分」に改め、
同項の表中「九〇八、一〇〇円」を「九二六、四〇〇円」に、「六八一、
一〇〇円」を「六九四、八〇〇円」に、「五四四、九〇〇円」を「五五
五、八〇〇円」に、「四五四、一〇〇円」を「四六三、二〇〇円」に、
「六三五、〇〇〇円」を「六四七、八〇〇円」に、「四七六、三〇〇円」
を「四八五、九〇〇円」に、「三八一、〇〇〇円」を「三八八、七〇〇
円」に、「三一七、五〇〇円」を「三二三、九〇〇円」に改め、同条第
四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改

める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成
元年八月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する
条例第二項及び第四項の規定は、平成元年四月一日から適用する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次の
ように改正する。

第五条第一項第十三号を次のように改める。

十三 法第七百条の六の三第四項の規定による仮特約業者の指定又は指

定の取消しの通知に関する事項

第五条第一項に次の一号を加える。

十四 法第七百条の六の四第一項後段の規定による特約業者の指定に係
る意見の聴取、同条第二項又は第八項の規定による特約業者の指定又
は指定の取消しの通知及び報告並びに同条第四項及び第五項ただし書

の規定による特約業者の指定の取消しの請求に関する事項

第八条第二項第三号中「県民税利子割」の下に「及び軽油引取税」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 申告納入に係る徴収金（軽油引取税に係るものに限る。）で県内に事務所又は事業所を有する特別徴収義務者に係るものにあつては、当該事務所又は事業所のうち主たるものの所在地

六 申告納入に係る徴収金（軽油引取税に係るものに限る。）で県内に事務所又は事業所を有しない特別徴収義務者に係るものにあつては、

県内における軽油の納入地のうち主たるものの所在地

第三十二条の三中「第九項」を「第十項」に改め、「生命保険料控除額」の下に「寄附金控除額」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

第三百三十六条第一項中「の引取」を「の引取り」に改め、「又は特約業者」を削り、「除く。」を「除く。次項において同じ。」で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの」に、「容量」を「その数量」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「所有している場合」の下に「（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）」を加え、「所有している軽油」を「所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下本項及び第百四十五条第四号において同じ。）」に、「すでに」を「既に」に、「当該所有している」を「その」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、温度十五度及び一気圧において液状のものを含む。以下同じ。）」を削り、「炭化水素油にすでに」を「炭化水素油（燃料炭

化水素油にあつては、法第七百条の二十二の二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に」に、「課せられ、又は課さるべき」を「課され、又は課されるべき」に、「又は揮発油が含まれているときは、当該消費に係る炭化水素油の数量から、当該軽油」を「若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油」に、「控除して得た」を「控除した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「石油製品の販売業者」の下に「（以下本節において「石油製品販売業者」という。）」を、「販売量（」の下に「法第七百条の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定により混和の承認を受けた」を加え、「すでに」を「既に」に改め、「当該販売に係る軽油の数量から」を削り、「控除して得た」を「控除した」に、「当該販売業者」を「当該石油製品販売業者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、元売業者、特約業者又は石油製品販売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。）で軽油又は揮発油以外のもの（以下本節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（法第七百条の二十二の二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該元売

業者、特約業者又は石油製品販売業者に課する。

第三百三十六条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

第三百三十七条第一項中「場合の外」を「場合のほか」に、「同条の引取」とを「同条第一項に規定する引取りと」に、「同条の引取を」を「同項に規定する引取りを」に、「容量」を「その数量」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「引取」を「引取り」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三百三十八条中「次の各号に」を「次に」に、「引取に」を「引取りに」に、「限り」を「限り、」に改め、同条第一号中「引取」を「引取り」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前各号に掲げるものの外、すでに」を「既に」に、「係る引取」を「係る引取り」に改め、同条第二号とする。

第三百三十九条の次に次の二条を加える。

(特約業者の指定等)

第三百三十九条の二 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（施行令第五十六条の五の四に規定する要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による

特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が施行令第五十六条の五の四に規定する要件又は第五十六条の五の五に規定する場合に該当するときは、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 前三項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに關し必要な事項は、規則で定める。

第三百三十九条の三 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、施行令第五十六条の五の六に規定する要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 知事は、特約業者が施行令第五十六条の五の六に規定する要件に該当しなくなつたとき、又は施行令第五十六条の五の七に規定する要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

3 前二項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに關し必要な事項は、規則で定める。

第四百一条第一項中「但し、第三百三十六条第二項、第三項若しくは第四項」を「ただし、第三百三十六条第三項から第六項まで」に改め、同条第二項中「第七百条の十六第三項又は法第七百条の十九第四項」を「第七百条の十六第四項（第七百条の十九第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百十二条第一項中「元売業者との間に締結された販売契約に基づい

て当該元売業者から継続的に軽油その他の石油製品の供給を受け、これを販売することを業とする者（第四百二十二条の三の規定により特別徴収義務者としての指定を取り消されている者を除く。）を「特約業者」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「の営業所（法第七百条の二第一項第四号に規定する営業所をいう。以下本節中同じ。）において直接管理する軽油の引取」を「からの軽油の引取りで現実の納入を伴うもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

第四百二十二条の三を削る。

第四百十三条第一項中「前月一日から同月末日まで」を「前月の初日から末日まで」に、「課税標準量」を「課税標準たる数量（以下本節において「課税標準量」という。）」に、「引取」を「引取りに」に、「但し、営業所の営業を廃止した」を「ただし、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した」に、「廃止した日」を「消滅した日」に改め、同条第二項中「引取」を「引取り」に、「一リットル」を「一リットル」に改め、同条第三項中「ついでには」の下に「、法第七百条の十一第四項の自治省令で定めるところにより」を加え、同条第四項中「軽油引取税の特別徴収義務者」を「次条第四項に規定する登録特別徴収義務者」に改める。

第四百二十四条を次のように改める。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第四百四十四条 第四百二十二条第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなけ

ればならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

一 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合 当該開始の日から五日前の日

二 事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合 当該指定の日から五日を経過する日

三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合 当該納入の日の属する月の翌月の末日

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項第一号の場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

ニ 事務所又は事業所の営業開始年月日

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認めらるる事項

二 前項第二号の場合
イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
ロ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
ハ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

ニ 特別徴収義務者として指定された日
ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

三 前項第三号の場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名

ロ 軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称

ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下本条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の申請があつたとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。

二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、特別徴収義務者の登録又は登録の消除に關し必要な事項は、規則で定める。

第四百四十四条の次に次の一条を加える。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての証券の交付）

第四百四十四条の二 知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、

県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する法第七百条の十二第一項の自治省令で定める証券を交付するものとする。

第四百四十五条第一号中「第三百三十六条第二項の販売業者」を「第三百三十六条第三項に該当する石油製品販売業者」に、「前月」を「前月」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前月一日から同月末日までの期間」を「前月の初日から末日までの間」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「第三百三十六条第四項の軽油を所有している」を「第三百三十六条第六項に該当する」に、「その所有している」を「その所有に係る」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第三百三十六条第三項の」を「第三百三十六条第五項に該当する」に、「前月」を「前月」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三百三十六条第四項に該当する元売業者、特約業者又は石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に

おける当該販売に係る軽油引取税の課税標準量及び税額

第百四十八条を次のように改める。

第百四十八条 削除

第百四十九条中「事由」を「理由」に改め、同条第二号中「申請者の営業所」を「申請に係る事務所又は事業所」に、「その営業所の」を「その」に改め、同条第六号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第百五十条第一項各号列記以外の部分中「特別徴収義務者から」の下に「軽油引取税が課される」を加え、同項第二号中「営業所の名称」を「申請に係る事務所又は事業所の名称」に、「営業所の代表者」を「その代表者」に改める。

第百五十二条を次のように改める。

(混和等の承認の申請等)

第百五十二条 法第七百条の二十二の二第一項の承認を受けようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)又は自動車の保有者は、同項の自治省令で定める事項について記載した申請書を知事に提出しなければならぬ。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合においては、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、法第七百条の二十二の二第一項の承認を与えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、混和等の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第二十二條第三項中「第十二條の三第四項」を「第三十二條第七項」に改める。

附則第二十五条中「第百三十六條第一項の」を「第百三十六條第一項若しくは第二項に規定する」に、「同条第二項の軽油の販売、同条第三項」を「同条第三項の軽油の販売、同条第四項の燃料炭化水素油の販売、同条第五項」に、「第百三十六條第四項」を「第百三十六條第六項」に改める。
附則第二十六条中「第百三十六條第二項」を「第百三十六條第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第三十二条の三の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中軽油引取税に関する部分は、平成元年十月一日以後に行われる新条例第百三十六條第一項又は第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の軽油の販売、同条第四項の燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費及び新条例第百三十七條第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課すべき軽油引取税並びに同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第百三十六條第六項の規定に該当するに至つた場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 平成元年十月一日前に行われたこの条例による改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)第百三十六條第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費及び旧条例第百三十七條第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税並びに同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第百三十六條第四項の

規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 平成元年九月三十日において現に地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七百条の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されていた特約業者（以下「旧特約業者」という。）は、同年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、改正法による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七百条の六の四第一項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

4 平成元年九月三十日において現に旧法の規定により元売業者の指定を受けている者（以下「旧元売業者」という。）又は旧特約業者は、同年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新条例第三百二十九条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特約業者の指定の申請をすることができる。この場合において、同項中「仮特約業者」とあるのは、「鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成元年七月鳥取県条例第二十一号）附則第二条第四項に規定する旧元売業者又は第四項に規定する旧特約業者」とする。

5 平成二年三月三十一日において改正法附則第八条第四項の規定の適用を受けている旧元売業者又は同日において第三項の規定の適用を受けている旧特約業者のうち、同年四月一日において改正法附則第八条第三項若しくは新法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定又は新法第七百条の六の四第一項の規定による特約業者の指定を受けていないものは、同日から同年五月三十一日までの間に限り、同項の規定によ

りその主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

6 軽油引取税の特別徴収義務者は、平成元年九月三十日において交付を受けている旧条例第四百四十四条第四項の証票を、平成元年十月一日以後速やかに返納しなければならない。

7 平成元年九月三十日以前に旧法第七百条の十五第一項の規定により交付された免税証の使用については、第一項の規定にかかわらず、同年十月一日から同月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一及び別表第二」に改める。

別表の備考1中「第二条第三項に規定する特定事業場」を「第二条第六項に規定する特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六

場 事 業		新 設	特 定	備 考	
みなし特定施設で あるし尿浄化槽の みを設置する特定 事業場		みなし特定施設で あるちゆう房施設、 洗浄施設又は入浴 施設を設置する病 院		1	2
一、 〇〇〇以上	一、 〇〇〇以上	一、 〇〇〇以上	一、 〇〇〇以上	〇五 未 満	〇五 未 満
五、 〇〇〇以上	五、 〇〇〇以上	五、 〇〇〇以上	五、 〇〇〇以上	八・五 ・六 以下	八・五 ・六 以下
二〇	六〇	六〇	二〇	一六〇	一六〇
二〇	六〇	六〇	二〇	一六〇	一六〇
二〇	六〇	六〇	二〇	二〇〇	二〇〇
二〇	六〇	六〇	二〇	一五〇	一五〇
二〇	六〇	六〇	二〇	五	五
二〇	六〇	六〇	二〇	三〇	三〇
二〇	六〇	六〇	二〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一五	五〇	五〇	一五	二〇	二〇
三	五	五	二	三	三

備考

1 この表において「特定事業場」とは、みなし特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

2 この表において、「既設特定事業場」とは平成元年八月一日前に既にみなし特定施設を設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）をいい、「新設特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。

3 別表第一の備考4及び5の本文の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

4 一の工場又は事業場がこの表の特定事業場の区分に属すると同時に別表第一の特定事業場の区分に属することとなる場合においては、当該工場又は事業場に係る排水水については、別表第一に掲げる上乗せ排水基準を適用する。ただし、当該工場又は事業場がこの表の「みなし特定施設であるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院」に属すると同時に別表第一の「し尿処理施設(B)のみを

設置する特定事業場」に属することとなる場合は、この限りでない。

附 則

1 この条例は、平成元年八月一日から施行する。

2 この条例の施行前に既に湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設とみなされる施設を設置している工場又は事業場（設置の工事をしているものを含む。）に係る排水については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例別表第二の規定は、この条例の施行の日から平成四年七月三十一日までの間は、適用しない。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県
条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表進学奨励資金の項中

債務の全部又は一部	を	債務の全
債務の一部		

部又は一部
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。